

## 第52号議案

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び中野区立  
小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改  
正する規則

上記の議案を提出します。

令和7年（2025年）9月19日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

### （提案理由）

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書  
面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の施行を踏  
まえ、規則の改正を行う必要がある。

## 中野区教育委員会規則第13号

### 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「処分書を受けた日の翌日から起算して3か月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して6か月」を「処分があったことを知った日から6か月」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して6月」を「処分があったことを知った日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に改め、「ただし、」の次に「この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に」を加え、「知った日の翌日から起算して6月」を「知った日から6か月」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「処分書を受けた日の翌日から起算して3か月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して6か月」を「処分があ

ったことを知った日から 6 か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に改め、「ただし、」の次に「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に」を加え、「知つた日の翌日から起算して」を「知つた日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付した、第 1 条の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第 2 号様式及び第 2 条の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則別記第 2 号様式は、第 1 条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第 2 号様式及び第 2 条の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則別記第 2 号様式とみなす。